

○滑川市地方就職支援金交付要綱

令和6年9月2日

告示第75号

(趣旨)

第1条 滑川市は、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業した学生の滑川市内への移住を伴う県内就職を支援するため、富山県と共同して行う地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学を卒業して、滑川市に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たす場合に、予算の範囲内において地方就職支援金を交付するものとする。

2 地方就職支援金の交付については、富山県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等に特別の定めのある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(交付金額)

第2条 地方就職支援金の金額は、富山県に所在する企業への就職に必要な経費のうち、次に掲げる経費の額とする。ただし、地方就職支援金の交付は、次に掲げるそれぞれの経費に対し、一人1回を限度とする。

(1) 就職活動等に係る経費（交通費） 富山県職員等の旅費に関する規則（昭和33年富山県人事委員会規則第25号）に基づく往復交通費の2分の1以内の額。ただし、上限額は12,960円とし、内定企業から交通費の支給があった場合は、交付額は往復交通費から内定企業からの支給額を差し引いた額の2分の1以内とする。

(2) 移住に係る経費（移転費） 移転に要した実費の額。ただし、上限額は81,500円とし、内定企業から移転費の支給があった場合は、交付額は移転費から内定企業からの支給額を差し引いた額とする。

(対象者)

第3条 地方就職支援金のうち、前条第1号の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とし、同条第2号の交付を受けることができる者は、第1号及び第2号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件として、次のア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 大学を卒業又は大学院を修了（以下「大学を卒業等」という。）する年度

において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）を除く。）のキャンパスに原則4年以上在学し、当該大学を卒業等していること。ただし、前条第1号の交付を受ける者は、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

（イ）大学を卒業等する年度において、条件不利地域を除く東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件を全て満たすこと。

（ア）滑川市内に移住したこと。ただし、前条第1号の交付を受ける者は、富山県に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

（イ）申請時において、大学を卒業等をした日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に前条第1号の申請をする場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

（ウ）転入日（住民票を移さず転出していた者については就業開始日）から1年以上継続して滑川市に居住する意思を有していること。ただし、在学中に前条第1号の申請をする場合は、卒業後に次号の要件を満たす就職先に就職し、滑川市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる要件を全て満たすこと。

（ア）暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）その他富山県又は滑川市が地方就職支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件として、次のア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件 次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 勤務地が富山県に所在する企業に、前号アの要件を満たす大学を卒業等してから1年以内に就職していること。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件 次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業すること。ただし、在学中に前条第1号の申請をする場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(イ) 富山県を中心とした勤務を基本とし、東京圏（条件不利地域を除く。）への勤務を前提としない採用であること。ただし、前条第1号の申請をする場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

(3) 就職活動等に関する要件として、大学を卒業等する年度の4月1日以降に、次のア及びイのいずれかに該当する就職活動等を実施すること。

ア 富山県、市町村又は富山労働局が県内で主催又は後援する合同企業説明会等

イ 県内で実施される就職又は採用活動

（交付の申請）

第4条 地方就職支援金の申請者は、地方就職支援金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

(2) 就業証明書（様式第2号）

(3) 富山県を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集

要項、雇用契約書等)

(4) 卒業証明書又は修了証明書(大学を卒業等した日が就業開始日から1年以内のもの)。ただし、在学中に第2条第1号の申請をする者については、在学証明書(卒業学年である確認がとれるもの)。

(5) 対象となる経費の領収書

(6) 移住元の住所を確認できる書類(住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書(大学を卒業等する年度の複数月の家賃の振込明細及び引き落とし履歴を合わせて提出)、大学を卒業する年度の複数月の公共料金領収書等)

(7) 振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名、支店名、口座種類、口座番号、店番名及び名義人名)が確認できるものに限る)。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに地方就職支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 市長は、交付決定を行った申請者に対し、申請から3月以内に地方就職支援金の交付を行う。

(報告及び立入調査)

第7条 富山県及び滑川市は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 市長は、滑川市から地方就職支援金の交付を受けた者が、次の要件に該当する場合は、地方就職支援金の全額の返還を請求し、債権回収を行うものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして富山県及び滑川市が認めた場合はこの限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 在学中に第2条第1号の申請をした場合において、申請日から1年以内に要件

を満たす内定先への就業をしなかった場合

- (3) 在学中に第2条第1号の申請をした場合において、申請日から1年以内に滑川市に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に滑川市に住民票がある場合を除く。
- (4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職日から3月以内に要件を満たす富山県内の別の企業に就職する場合を除く。
- (5) 滑川市への転入日、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内で富山県外の市区町村に転出した場合。ただし、住民票を移さずに転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、富山県と滑川市が協議して定める。

附 則

この告示は、令和6年10月1日から施行し、同年6月1日以後の採用面接又は採用試験に要した経費について適用する。

附 則（令和7年告示第60—6号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 令和6年度に大学を卒業等した者に係る改正後の滑川市地方就職支援金交付要綱第2条第2号の額の交付については、令和6年度に改正前の滑川市地方就職支援金交付要綱第2条の額の交付を受けた者に限り適用する。

附 則（令和8年告示第51号）

（施行期日）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。